

自動車検査制度等の抜本的見直し

- 自家用乗用車を中心とする自動車検査証の有効期間の延長 -

. 規制（改革）の状況

1. 現行制度の概要

自家用乗用車 : 初回3年、次回以降2年

【道路運送車両法第58条、第61条第1項、第2項第2号（別紙1参照）】

（注1）定員11人以上、専ら幼児の運送を目的とするものについては、1年。レンタカーについては、初回2年、次回以降1年。

（注2）自動車の使用者には、「検査」とは別途、「点検整備」すなわち「日常点検整備」及び「定期点検整備」（自家用乗用車の場合は1年毎）が、義務付けられている。（道路運送車両法第47条ほか。罰則なし）

【参 考】

- ・旅客運送事業用自動車（バス、タクシー等） : 1年
- ・貨物自動車（普通：車両総重量8トン以上） : 1年
 - （小型：車両総重量8トン未満） : 初回2年、次回以降1年
 - （軽） : 2年
- ・特殊自動車（ロードローラー等）、特種自動車（消防車、広告宣伝用自動車、キャンピングカー等） : 2年

2. 制度の沿革

(注)「自家用乗用車」以外の事項も含む。

昭和27年

- ・ それまで自動車検査証の有効期間(以下、単に「車検有効期間」という。)はすべて1年であったが、旅客運送事業用自動車については9か月、貨物自動車は1年、その他の自動車は2年とした。

昭和37年

- ・ 旅客運送事業用自動車の車検有効期間を9か月から1年に、自家用自動車のうち定員11人以上のもの車検有効期間を2年から1年にした。

昭和58年7月

- ・ 自家用乗用車の車検有効期間について、初回を2年から3年に延長した。

【臨時行政調査会「行政改革に関する第2次答申 - 許認可等の整理合理化 - (昭和57年2月10日)」】 第2 当面の整理合理化事項

1 一般国民の日常生活を対象としたもの

(1) 自動車の定期点検整備及び検査

自家用乗用車(軽乗用車を含む。)の定期点検整備及び検査については、国民負担の軽減の見地から、次の事項を講ずる。

定期点検整備については、新車の初回の6か月点検を廃止するとともに、点検項目の簡素化を図る。

検査については、新車の新規検査の検査証の有効期間を現行の2年から3年に延長する。

整備事業者に対しては、基本整備料金の提示、整備内容・交換部品の説明等に係る指導を徹底し、ユーザーの信頼確保を図る。

なお、定期点検整備及び検査については、自動車技術の進歩等に対応して、今後とも適時に見直しを行う必要がある。

(2) 自動車の運転免許証の更新(後略)

平成7年7月

- ・ 自動車の保守管理責任が、その使用者にあることを明確化した。
- ・ 車齢11年を超える自家用乗用車、車齢10年を超える大型特殊自動車及び小型二輪自動車等の車検有効期間を、1年から2年に延長した。

平成10年5月

- ・ 車両総重量8トン未満（小型）の貨物自動車、レンタカー乗用車の車検有効期間について、初回を1年から2年へ延長した。

【参 考】

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日）

・ 分野別措置事項 11. 運輸関係 車検制度

ウ 自動車の検査【逐次実施】

安全で環境との調和がとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、かつ諸要望の内容も考慮しつつ、その在り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図る。なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保する。

3. 諸外国における制度の概要

(注1) 「自家用乗用車」に関する制度。

(注2) 我が国の制度と比較して、_____は、緩和されているもの。
_____は、同一のもの。

- ・ 英国 : 初回3年、次回以降1年
- ・ ドイツ : 初回3年、次回以降2年
- ・ フランス : 初回4年、次回以降2年
- ・ スウェーデン : 初回3年、次回2年、次々回以降1年
- ・ ベルギー : 初回4年、次回以降1年
- ・ スイス : 初回4年、次回3年、次々回以降2年
- ・ スペイン : 初回4年、2～4回2年、それ以降1年
- [・ E U法 : 初回4年、次回以降2年]

- ・ 韓国 : 初回3年、次回以降2年

- ・ 米国(ニューヨーク州) : 1年
- ・ 米国(カリフォルニア州) : 2年

. 改革の方向性

1 . 当会議としての基本的考え方

自家用乗用車の普及状況を見ると、1世帯当たり1.09台、1人当たり0.42台（いずれも平成14年度）となっており、**いずれも毎年増加**の一途。また、**運転免許保有者数も、7,650万人を超えており**（平成14年末）、最近は、**毎年100万人程度増加**しているところ。

こうした中で、自家用乗用車に関する車検有効期間の問題は、**「一般国民の日常生活」に最も密接に関わる分野**と考えられる（上記 . 2 . 臨時行政調査会「行政改革に関する第2次答申」参照）。

しかしながら、自家用乗用車の車検有効期間については、**長期にわたり、制度の見直しがほとんど行われていない**。すなわち、昭和27年以降、現在までの**51年間で、見直しは1回のみ**（昭和58年）。それも、初回までの有効期間が1年延長されたのみ（2年 3年）。

したがって、**消費者・利用者本位の規制改革を推進し、国民負担の軽減を図るとの見地から、現行制度（初回3年・次回以降2年）を抜本的に見直し、自家用乗用車に関する車検有効期間を延長すべきである**。

2. ポイント（論拠など）

（1）特に、自動車部品について耐久性等の品質が向上し、劣化・摩耗が生じにくくなったことなどから、著しく自動車の性能が向上していること

- 平成5年6月の運輸技術審議会答申の参考資料によれば、昭和44年に創設された「定期交換部品制度」(注)に基づく多くの「定期交換部品」(自家用ガソリン自動車用)について、その後、品目の廃止(16品目)、交換時期の延長(9品目)がなされている。【別紙2参照】

(注) 定期交換部品制度

昭和44年以降、国が自動車製作者に対し、定期交換の必要な自動車の保安部品について交換時期を明示するよう通達により措置したものの。昭和45年以降、(社)日本自動車工業会において、部品毎に、交換時期に関する共通基準を設定した。

- 車検を受けた車両を対象に、その際に整備を必要とした車両の割合を調査した「平成12年・国土交通省ストロング・ウィークポイント」と平成8年の同様の調査を比較した場合、幾つかの代表的部品については、その割合の著しい低下が見られる。【別紙3参照】

（2）自動車については、その故障などについても自己責任によるものとの認識が既に明確化・周知されていること

- 平成7年の道路運送車両法改正の際に、自動車の保守管理責任が、その使用者にあることを明確化した(上記 . 2 . 参照)

【道路運送車両法】(平成6年7月改正) 第3章・道路運送車両の保安基準

(使用者の点検及び整備の義務)

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(3) 規制改革の進展の遅れにより、「官製市場」としての自動車整備産業が、依然として相当な規模を有していること【別紙4参照】

- ・ 事業者数、指定工場数などは、増加の一途。
- ・ 総整備売上高、整備関係従業者数なども、平成14年には若干の落ち込みをみせてはいるものの、ここ5年間の推移を見れば、ほぼ横這い。

(注) 自動車整備産業の概要

・ 総整備売上高	:	5兆7,283億円
・ 企業数	:	70,157
・ 事業場(工場)数	:	87,664
・ 指定工場数	:	27,526
・ 整備関係従業員数	:	537,034
・ 整備要員(工員)数	:	386,977

自動車検査制度の関連条文

道路運送車両法

第五章 道路運送車両の検査等

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車 (国土交通省令で定める軽自動車 (以下「検査対象外軽自動車」という。) 及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。) は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車検査証の有効期間)

第六十一条 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては一年、その他の自動車にあつては二年とする。

- 2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
 - 一 前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの 二年
 - 二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を二年とされる自動車のうち自家用乗用自動車であるもの 三年
- 3 国土交通大臣は、前条第一項、第六十二条第二項 (第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。) 又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車が第一項又は前項の有効期間を経過しない前に保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、第一項又は前項の有効期間を短縮することができる。
- 4 第七十条の規定により自動車検査証の再交付をする場合にあつては、新たに交付する自動車検査証の有効期間は、従前の自動車検査証の有効期間の残存期間とする。

【別紙2】

定期交換部品の交換時期の推移

運輸技術審議会答申「今後の自動車の検査及び点検整備のあり方について」
(平成5年6月17日)参考資料より抜粋

装置別	交換部品等	交換時期(初回車検の場合)
かじ取り装置	パワーステアリングホース	4年/8万km 4年 7年 廃止(S59)
制動装置	マスタシリングカップ及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km 2年 3年 5年(H3)
	ホイールシリングカップ及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km 2年 3年 5年(H3)
	ディスクキャリパのシール及びブーツ等ゴム部品	2年/4万km 2年 5年(S58)
	ブレーキ倍力装置のゴム部品	2年/4万km 2年 4年 10万km 廃止(S59)
	ブレーキ倍力装置のパキュームホース	4年/8万km 4年 廃止(S59)
	ブレーキホース	4年/8万km 4年 5年(S58)
	プロポーションングパブル	4年/8万km 4年 7年 廃止(S59)
	パキュームポンプオイルホース	2年 4年 7年 廃止(S59)
	ブレーキ液	2万km 2年/4万km 2年 3年(S59)
	ブレーキ液リザーバホース	4年 廃止(S58)
動力伝達装置	トランスミッションホース	2年/3万km 2年/4万km 10万km 廃止 (S59。以下2装置とも廃止時期同じ。)
	オートマチックトランスミッションフルード	2年/3万km 2年/4万km 10万km 廃止
	デファレンシャルオイル	2年/3万km 2年/4万km 10万km 廃止
電気装置	点火プラグ(一般プラグ)	1年/2万km 1年 廃止(S48)
	点火プラグ(白金プラグ設定)	10万km 廃止(S59)
原動機	エアクリーナエレメント	2年/4万km 4万km 5万km(S58)
	タイミングベルト	10万km 10万km(一部Iソソ)(S61)
	エンジンオイル	3月/0.5万km 6月/0.8万km 1年/1.5万km(H3)
	オイルクリーナ	6月/1万km 1万km 1.5万km(S58)
	オイルクーラーホース	4年 7年 廃止(S59)
	燃料フィルタ	2年 4万km 10万km 廃止(H3)
	冷却水	4年 2年 3年(S58)
	燃料ホース	4年/8万km 4年 5年 廃止(H3)
排出ガス装置	二次空気導入用エアクリーナエレメント	2年/4万km 4万km 廃止(S58)
その他	ヒータホース	4年/8万km 4年 5年 廃止(H3)

別紙 3】

有効期間終了後の車検時に整備を必要とした車両の割合

(単位 :%)

	初回		2回目		3回目		4回目		5回目	
	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年	平成8年	平成12年
ブレーキ	16.0	10.9	29.8	20.6	36.9	25.3	42.0	29.7	40.8	32.0
エンジン	17.3	13.6	30.2	24.5	35.1	26.7	33.0	29.2	32.9	28.8
かし取り	11.3	8.3	22.8	14.1	27.2	17.8	25.0	22.1	24.9	25.3

(注) 平成8年 (普通乗用車、小型乗用車)と平成12年 (普通小型ガソリン車、普通小型ディーゼル車、軽乗用車)とで車両の分類が異なっていたため、各年毎の集計の際に合算し、再計算した。

自動車整備産業の概況

項目 \ 調査年	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14
1.総整備売上高 (億円)	62,775	61,759	62,683	61,702	57,283
2.企業数	73,104	74,334	75,069	-	70,157
3.事業場 (工場) 数	85,232	85,798	85,996	86,591	87,664
4.指定工場	24,850	25,742	26,433	27,050	27,526
5.整備関係従業員数 (人)	540,193	539,427	544,260	550,031	573,034
6.整備要員 (工員) 数 (人)	386,218	384,302	384,031	389,899	386,977
7.1事業場当り整備要員数 (人)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4

111

(注) 各項目の数値は、各年 6月現在のもの。ただし、印の数値は、各事業場の 6月に最も近い決算期の数値によるもの。

(出典 :平成15年版自動車整備白書/社団法人日本自動車整備振興会連合会)